

意見陳述書

平成28年11月2日

熊本地方裁判所民事第3部合議係 御中

適格消費者団体 NPO 法人消費者支援ネットくまもと
理事長 青山 定聖

1. 消費者支援ネットくまもとについて

当法人は、熊本県下における、消費者契約法に基づく適格消費者団体としての認定を目指して、ひいては消費者被害の防止等を目的として、弁護士・司法書士などの士業、大学教授、消費生活相談員、生活協同組合など、従前より消費者問題に関わり、取り組む有志が集結し、約3年の準備期間を経て平成22年8月に設立されました。

以来、不当条項を使用したり不当な勧誘を行使したりしていると認められる事業者に対し、事情の説明を求めたり、改善の申し入れを行うなど、消費者被害を防止するため、日々活動をして参りました。この活動は無報酬の活動です。

設立から4年余りの活動を経て、平成26年12月17日、当法人は内閣総理大臣より適格消費者団体の認定を受けるに至りました。適格消費者団体としての認定は、全国で12番目であり、熊本県内唯一の認定団体となります。

そして、当該認定により、当法人は、消費者契約法上の差し止め請求訴訟を提起することが可能となりました。

本日現在、当法人の活動方針に賛同し、会員となった者は、個人会員として173名、団体会員として6団体を数えています。

2. 差し止め請求権の意義

ところで、昨今、消費者を取り巻く環境は変化しつづけています。サービス内容、契約内容は多様性を増して複雑化し、消費者被害は深刻化しています。

一昨年に発表された国民生活センターの消費生活年報によれば、2013年度の相談件数は9年ぶりに増加に転じており、また、70歳以上の相談は10年間で約3倍に増加し高齢者の消費者被害が広がっている状況にあります。さらに、今後は、成年年齢引き下げによる、若年者の消費者被害も大変に懸念されるところです。

そのような中で、被害額が少なければ弁護士費用等の問題で泣き寝入りとなるケースが多く、そうなると、結果、違法・不当な事業が放置されさらに被害者が増えることにもなります。

適格消費者団体に与えられた差し止め請求権は、かかる違法・不当な事業を根絶することで、広く消費者の被害防止を図るものであり、まさに、消費者被害が深刻な社会問題となっている状況を開拓することにつながります。

3. 本件差し止め訴訟について

今回のケースは、当法人に寄せられた様々な消費者被害に関する情報のうち、中古車販売業を営む被告が使用している契約書類に、不当条項が認められたというケースです。

当法人は、放置できない状況と判断し、本年3月来、被告に早期改善を求めて参りました。しかし、期限内に改善が認められず、約半年が経過する事態となつたため、この度の提訴に至りました。

訴状記載のとおり、被告は、その使用する注文書及び契約約款において、キャンセルや解除の際に、平均的な損害を超えるキャンセル料ないし損害賠償義務を消費者が負担すべきとする内容の条項を謳っています。

当該条項の不当性は明らかです。

熊本県下において、今回が初めての適格消費者団体の差し止め請求訴訟となります。上記差し止め請求の意義に十分ご理解いただき、消費者被害の拡大防止に向けて、迅速妥当な判断が示されるよう、強く望みます。

以上